

静岡市認知症ケアパスシート

判定基準・見られる症状 (※1) 支援体制	【自立】 ■認知機能障害は見られない	【Ⅰ】 ■何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している	【Ⅱ a～Ⅱ b】 ■日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる ・たびたび道に迷うとか買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等 ・服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等	【Ⅲ a～Ⅲ b】 ■日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする ・着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	【Ⅳ以上】 ■日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする ・せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等
相談窓口	地域包括支援センター・認知症疾患医療センター専門医療相談窓口・認知症地域支援推進員(※2)・各区高齢介護課・各保健福祉センター・こころの健康センター 静岡県認知症コールセンター・静岡県若年性認知症相談窓口・認知症よろず相談・消費生活センター				
交流の場 ・家族支援	認知症カフェ 静岡介護者さずなの会、清水介護家族の会、男性介護者交流会				
地域の 介護予防	S型デイサービス (Ⅱ以上は、同伴者がいる場合に限る) しそ〜かでん伝体操 老人クラブ活動				
医療	かかりつけ医・認知症サポート医・認知症専門医・かかりつけ薬局 認知症初期集中支援推進事業 認知症疾患医療センター 訪問診療・訪問看護 精神科医療・療養病床 居宅療養管理指導				
安否確認 ・見守り	認知症しずメール				
生活支援	訪問型サービス(新総合事業) 介護予防訪問介護 訪問介護				
介護予防 ・介護 サービス	短期入所生活介護(ショートステイ) 訪問介護 訪問入浴介護 通所型サービス(新総合事業) 介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護・通所リハビリテーション 老人保健施設 グループホーム				
権利擁護	日常生活自立支援事業 成年後見制度				
住まい	サービス付高齢者住宅、有料老人ホーム 特別養護老人ホーム 認知症老人徘徊感知機器の貸与				

(※1) 判定基準・見られる症状の区分は、厚生労働省における「認知症高齢者の日常生活自立度」 (※2) 認知症地域支援推進員とは、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う